

楊梅苑ショートステイサービスセンター運営規程

（施設の目的）

第1条 社会福祉法人友愛会が老人福祉法に規定する老人短期入所運営事業として設置経営する楊梅苑ショートステイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職員等の職員が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の心身的或いは精神的負担の軽減を図るため、要支援又は要介護状態にある高齢者に対し、適切な短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）サービスを提供することを目的とする。

2. 事業所は、要支援状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の職員は、利用者が要支援又は要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2. 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、事業所の職員は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービス提供に努める。

3. 本事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 楊梅苑ショートステイサービスセンター

（2）所在地 福井県大飯郡おおい町野尻第28号37番地

（職員の職種及び員数）

第4条 施設の職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

（1）所長（管理者） 1名（常勤1名）但し、楊梅苑施設長と兼務する。

（2）生活相談員 常勤換算1名以上（常勤1名以上）
但し、楊梅苑生活相談員と兼務する。

(3) 介護及び看護職員（機能訓練指導員兼務） 常勤換算 4 名以上（常勤 1 名以上）
但し、楊梅苑介護及び看護職員（機能訓練指導員兼務）と兼務とする。

(4) 栄養士 1 名以上 但し、楊梅苑栄養士と兼務する。

(8) 医師（非常勤） 1 名以上 但し、楊梅苑医師と兼務する。

2. 給食は、イフスコヘルスケア株式会社に業務委託する。

（職員の職務内容）

第 5 条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対して、相談助言にあたる。さらに、サービスの調整及び居宅介護支援事業者等他の機関との連携を行う。
- (3) 介護職員は、心身の状況等を的確に把握し、適切な世話及び介護を行う。
看護職員は、健康状態を的確に把握し、健康保持のため適切な措置を行う。
- (4) 栄養士は、身体状況を勘案し、栄養及び嗜好に対して適切な給食を行う。
- (5) 機能訓練指導員は、日常生活上必要な機能の維持に努めるため適切な訓練を行う。
- (6) 医師は、看護職員との連携により、常に利用者の症状及び心身の状況を把握し日々の健康を管理するとともに事業所において必要な医療の提供が困難なときは、協力病院その他適切な病院への措置を講じる。

（利用の定員）

第 6 条 事業所の定員は、10 名とする。合わせて空床利用型事業も実施する。

（通常の送迎の実施地域）

第 7 条 通常の送迎の実施地域は、小浜市、高浜町、おおい町、若狭町の区域とする。

（入所手続き等）

第 8 条 事業所は、短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）サービス提供に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、サービス選択に必要な重要事項を記した文章を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

2. 事業所は、サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要支援又は要介護認定の有無及び有効期間を確認する。さらに、認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿ってサービス提供を行う。

（事業内容と利用料その他費用）

第 9 条 事業所の事業に係わる内容は、次のとおりとする。

(1) 短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）サービス計画に基づくサービスの提供、管理及び評価

(2) 日常生活に必要な世話、入浴、排泄、食事及び機能訓練

(3) 希望に応じて送迎

(4) 相談、助言等に関すること

2. 短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示により計算した短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）の1割（介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合には、それに応じた割合）とする。

3. 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる支払いを利用者から受けることができる。

(1) 滞在費

①個室〔滞在費〕 1, 100円（1日あたり）

②2人部屋〔滞在費〕 1, 100円（1日あたり）

但し、滞在費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

(2) 食費〔食材料費・調理費用〕

朝食代 (1食) 220円

昼食代 (1食) 830円

夕食代 (1食) 700円

但し、食費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

(3) 利用者の希望により、送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）

実施地域外から、片道1kmあたり 50円

(4) 理美容代 実費

(5) 利用者が個別に希望する特別な行事（旅行や外出等）の入所者本人の費用（旅費や入場料等）、利用者が個別に希望する食事（栄養補助食品等）、及び日常生活において施設で通常提供する以外の特別な日用品（特別な石鹸やシャンプー等）の費用 実費

4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に事業内容や費用を説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名押印を受ける。

5. 前項の費用の支払いは、現金により指定期日までに受ける。

（サービスにあたっての留意事項）

第10条 利用者は、サービス提供を受ける際に、次の事項について留意する。

(1) 事業所の定めた生活日課、健康管理上の指示に従うこと。

(2) 暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑な行為及び言動をしないこと。

(3) 火災防止に努め、管理上支障のあるものを持ち込まないこと。

- (4) サービス内容について苦情、相談及び意見がある時はいつでも申し出ること。
- (5) サービス内容について事実と相違することを故意に言いふらしてはならないこと。
- (6) その他、所長が管理上支障あると認めた事項。

(勤務体制の確保)

第11条 事業所は、利用者に対し、適切な短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）サービスその他のサービスを提供するため、職員等の勤務体制を定め、サービスの提供は当該職員によって行う。

2. 事業所は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 職種別研修 随時

(非常災害対策)

第12条 事業所で火災及び地震等の災害が発生した場合は、職員は利用者の避難誘導を行い、さらに、火災の場合は職員による初期消火に努めることとする。

2. 所長は、災害に対する対処方法について具体的計画を定めるとともに、避難経路及び協力機関との連携を確認し、年2回以上は避難訓練その他必要な訓練を行う。さらに、災害発生時は、避難その他の指揮をする。

3. 事業所は、訓練を実施するに当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(衛生管理)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

2. 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所は、感染症対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を1月1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を行う。
- (2) 事業所は、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に定めるものの他、施設は別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をとる。
- (5) 事業所は、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練（シュミレーショ

ン) を定期的に実施する。

(緊急時の対応)

第14条 事業所等においてサービスを提供している際に、利用者の心身に異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかにかかりつけ医、嘱託医等に連絡するとともに、適切な措置を講じる。

(秘密の保持)

第15条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。さらに、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(利益供与等の禁止)

第16条 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員に対し、当該施設を紹介することの対償として金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2. 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員から、当該事業所から退所者する旨を紹介することの対償として金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情の処理)

第17条 事業所は、提供した短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2. 事業所は、提供した短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提出の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 事業者は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。

4. 事業所は、提供した短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5. 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講

じる。

- (1) 事故の発生した場合の対応及び各号に規定する報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備する。
- (2) 事故の発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策に従事者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従事者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 上記措置を適切に実施するため担当者を置くものとする。

2. 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

3. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

4. 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

5. 事業所は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減ずることができるものとする。

（記録の整備）

第19条 事業所は、本事業を行うため、個人記録及び短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）サービス計画、利用料収納簿、その他必要な記録を整備する。

（身体拘束の廃止）

第20条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限をしない。

2. 事業所は、職員等で構成する「身体拘束廃止委員会」において、前項の緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）に該当するかどうか十分検討する。

3. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

4. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を、利用者やその家族等にできる限り詳細に説明する。

5. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

6. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催し、その結果につ

いて介護職員その他従業者に周知徹底を図る。

7. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

8. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(褥瘡対策等)

第21条 事業所は、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(虐待の防止)

第22条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともにその従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

2. 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

3. 虐待の防止のための指針を整備する。

4. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

5. 上記措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(業務継続計画)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2. 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する事項)

第24条 施設は、運営内容、勤務体制、利用料その他サービス内容及び協力病院に関する事項を提示するために書面掲示に加え、インターネット上で、情報の閲覧ができるようにしておく。

2. 事業所は、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど地域との交流に努める。

3. 事業所は、本事業の会計と、その他の事業会計を区分する。

4. この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、当法人の理事長と事業所の所長が協議して定める。

附則 この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

平成１３年１月１日一部改正

平成１６年２月１日一部改正

平成１７年６月１日一部改正

平成１７年１０月１日一部改正

平成１８年４月１日一部改正

平成２４年４月１０日一部改正

平成２７年４月１日一部改正

平成２７年８月１日一部改正

平成２８年７月１日一部改正

平成３０年４月１日一部改正

令和３年４月１日一部改正

令和５年６月１日一部改正

令和６年３月１日一部改正

令和７年４月１日一部改正